新潟県報道資料

新潟県

平成２８年５月１０日
農林水産部食品・流通課

津南町産こしあぶらの放射性物質の検査結果について

（５月９日検査分）

津南町産こしあぶらは、平成26年度及び平成27年度の検査で食品衛生法の規格基準値を超える放射性セシウムが検出されたことから、県は津南町等に対し出荷及び食用の自粛を要請しています。

今年度の状況を把握するため、採取したこしあぶらの検査を実施したところ、１検体から基準値を超える放射性セシウムが検出されました。

なお、津南町産こしあぶらは、検査のため採取されたものであり、販売・流通しているものではありません。

これまで、津南町産の他の山菜及び県内の他地域の山菜からは、基準値を超えたものはありません。

津南町産の山菜について、引き続き調査を実施し、その結果を公表してまいります。

【調査概要】
・津南町の３地区（下船渡、赤沢、谷内）を検査

（検査機関：新潟県放射線監視センター）

（単位：ベクレル／kg）

	品目	産地	放射性セシウム			放射性ヨウ素
			セシウム134	セシウム137	計	ヨウ素131
1	こしあぶら	津南町 下船渡	３４	１９０	２２０	検出されず (5.8未満)
2	こしあぶら	津南町 赤沢	１１	７３	８４	検出されず (5.1未満)
3	こしあぶら	津南町 谷内	４．８	２７	３２	検出されず (4.3未満)

食品衛生法の規格基準（一般食品）	100	基準なし

注１　カッコ内の数値（「○未満」の○）は、検出限界値※です。
表中の「検出されず」という表記は、検出限界値が○ベクレル／kgの測定で、放射性セシウムが検出されなかったことを意味します。

※　検出限界値とは…測定において検出できる最小値であり、放射能の測定では、同じ機器で測定しても、検体毎に検出限界値は変動します。

なお、県では、県民の皆さんが持ち込む食材の放射性物質検査を実施していますので、必要な方はご利用ください。

持ち込み食材の放射性物質検査に係る県ホームページアドレス
http://www.pref.niigata.lg.jp/shohishagyosei/1332968497612.html

＜山菜の生態等に関する問い合わせ先＞
農林水産部林政課
電話　025－280－5326(内線3028)

＜この記載事項に関する問い合わせ先＞
農林水産部食品・流通課
電話　025－280－5303(内線2940)

＜持ち込み食材に関する問い合わせ先＞
県民生活・環境部消費者行政課
電話　025－280－5461(内線2467)